

# 新しい介護予防事業及び 新たな都の支援策（案）について

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課



# これからの介護予防について

## 介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」…ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

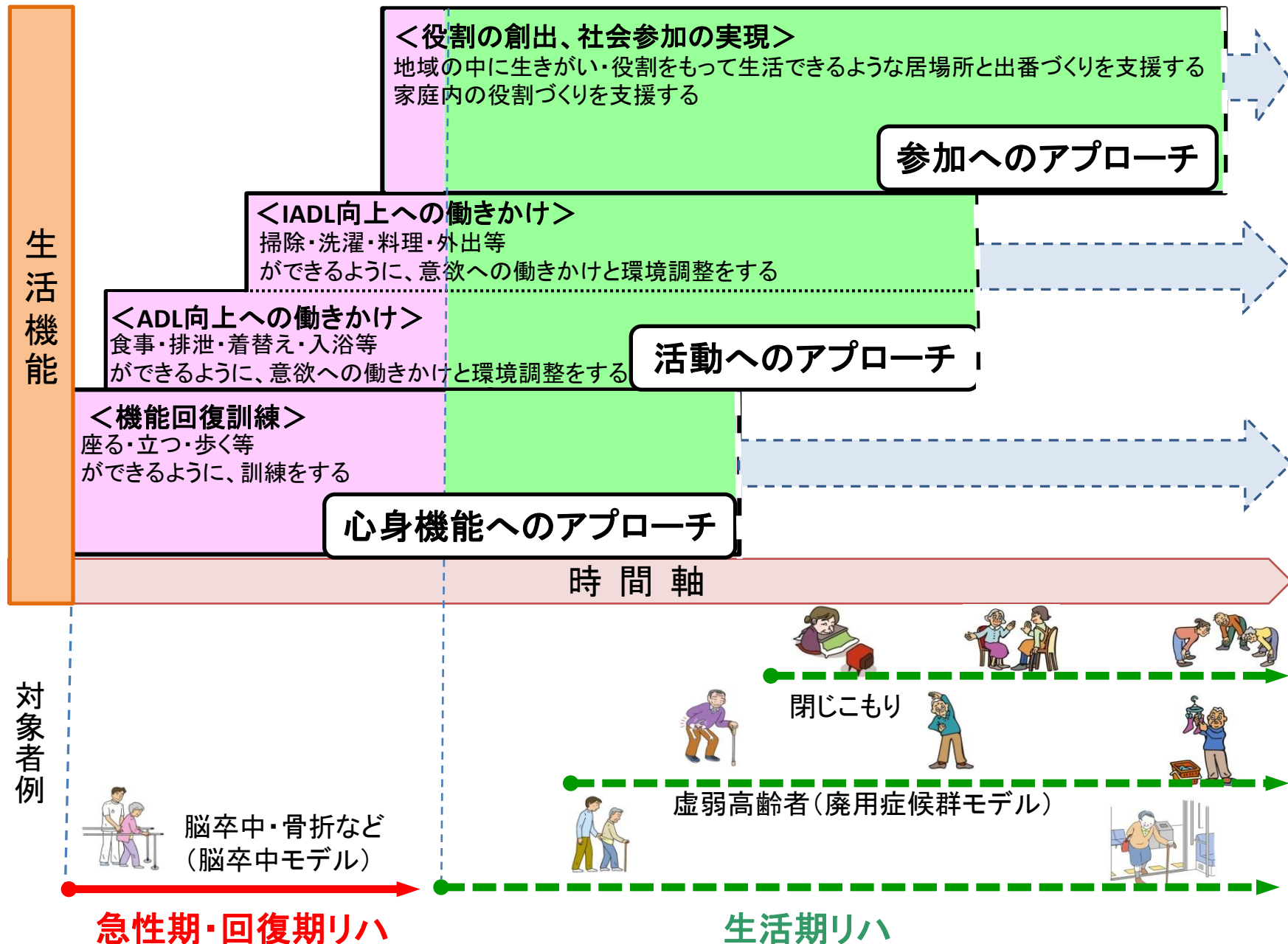
## これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

## これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

# 高齢者リハビリテーションのイメージ



# これからの介護予防の具体的アプローチについて

## リハ職等を活かした介護予防の機能強化

- リハ職等が、ケアカンファレンス等に参加することにより、疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。
- リハ職等が、通所と訪問の双方に一貫して集中的に関わることで、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントに基づくADL訓練やIADL訓練を提供することにより、「活動」を高めることができる。
- リハ職等が、住民運営の通いの場において、参加者の状態に応じて、安全な動き方等、適切な助言を行うことにより、生活機能の低下の程度にかかわらず、様々な状態の高齢者の参加が可能となる。

## 住民運営の通いの場の充実

- 市町村が住民に対し強い動機付けを行い、住民主体の活動的な通いの場を創出する。
- 住民主体の体操教室などの通いの場は、高齢者自身が一定の知識を取得した上で指導役を担うことにより役割や生きがいを認識するとともに、幅広い年齢や状態の高齢者が参加することにより、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場になる。また、参加している高齢者も指導者として通いの場の運営に参加するという動機づけにもつながっていく。
- 市町村の積極的な広報により、生活機能の改善効果が住民に理解され、更に、実際に生活機能の改善した参加者の声が口コミ等により拡がることで、住民主体の通いの場が新たに展開されるようになる。
- このような好循環が生まれると、住民主体の活動的な通いの場が持続的に拡大していく。

## 高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進

- 定年後の社会参加を支援する等を通じて、シニア世代に担い手になってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが、介護予防にもつながる。

# 新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

## 現行の介護予防事業

### 一次予防事業

- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一次予防事業評価事業

### 二次予防事業

- ・ 二次予防事業対象者の把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業
- ・ 二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を  
区別せずに、地域の  
実情に応じた  
効果的・効率的な  
介護予防の取組を  
推進する観点から  
見直す

介護予防を機能  
強化する観点か  
ら新事業を追加

## 一般介護予防事業

### ・ 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

### ・ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

### ・ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

### ・ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

### ・ (新)地域リハビリテーション活動支援事業

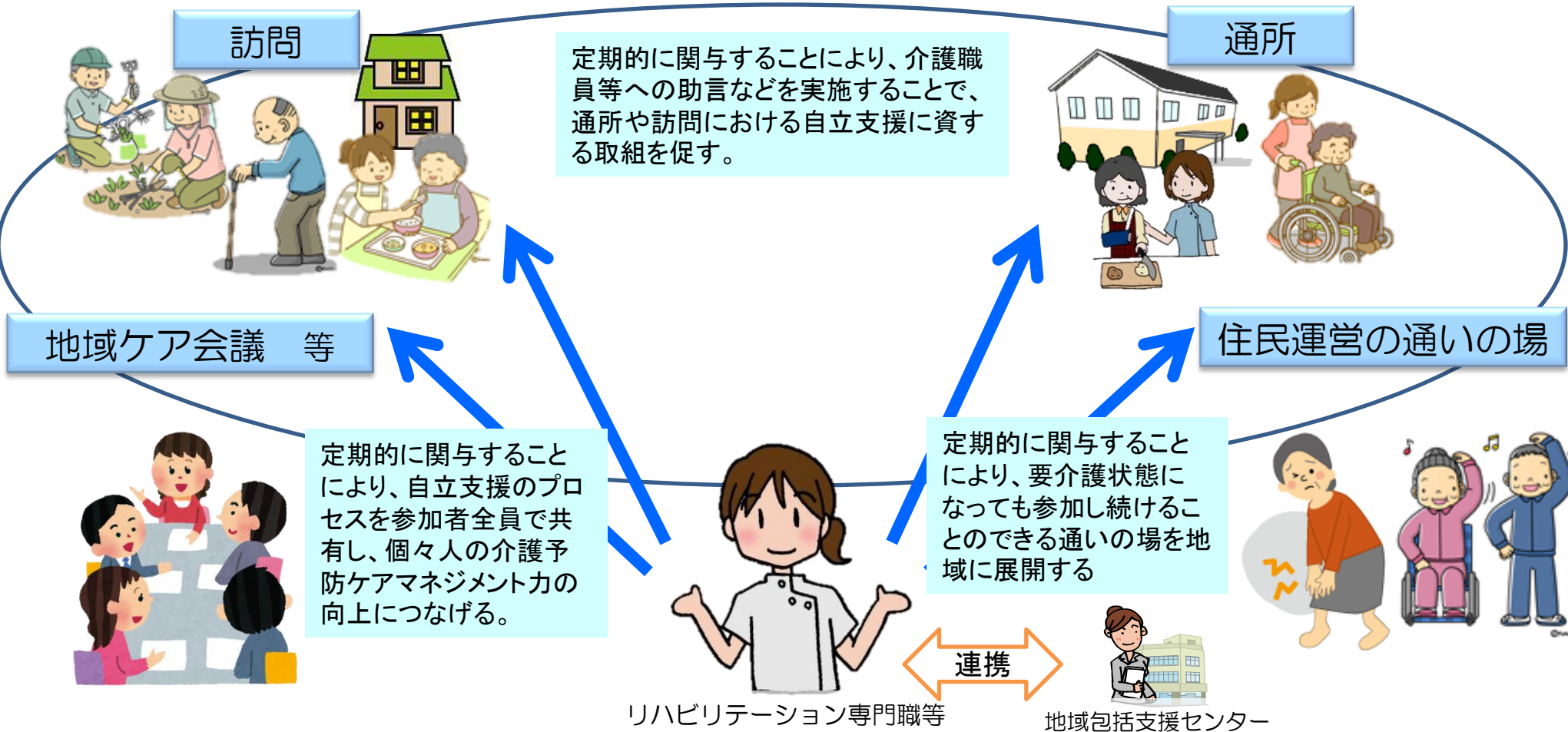
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

## 介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

# 地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

# 総合事業の移行に向けた 新たな都の支援策（案）について



# 平成27年度における総合事業移行に向けた都の支援策

## 1 地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業(拡充) 27見積額:356,397千円

① 介護予防機能強化支援員の配置(継続実施) 見積額:341,000千円

② 介護予防情報共有システムの立ち上げ(拡充) 見積額:12,350千円

介護予防に関する情報共有システムを立ち上げ、区市町村からの相談に対する助言、好事例などの情報共有を行う。

○介護予防に関する相談に対し、知見のある有識者が助言等行う。(問題解決機能)

○先進的な事例の情報提供により、有効な施策に関する気づきを得る。(情報提供機能)

○他区市町村の担当者とのタイムリーな情報交換により、横のつながりをつくる。(情報交換機能)

③ 介護予防推進広域アドバイザーの設置(拡充) 見積額:3,047千円

介護予防に関する幅広い知識・技術を有する専門家を「介護予防推進広域アドバイザー」として指定し、情報共有システム等において、アドバイザー機能を担うことにより、区市町村効の果的な介護予防事業実施を支援する。

## 2 生活支援コーディネーター養成事業(新規) 27見積額:11,719千円

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」の適切な配置に向けて、以下の支援を行う。

○中央研修(国が平成26年度に実施)の内容に準じた都道府県研修の実施

○生活支援コーディネーターの先進的取組事例の情報提供 等

## 3 介護予防における地域リハビリテーション促進事業(新規) 27見積額:23,592千円

効果的・効率的な介護予防を推進するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した高齢者の自立支援に資する取り組みを支援する。

○地域リハ推進広域派遣アドバイザーの設置等 見積額:13,093千円

○地域リハ専門人材育成研修 見積額:10,499千円

## 4 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業(高齢包括、継続)

高齢包括補助事業における先駆的事业「生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業」を活用し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」の担い手になるようなNPO法人、ボランティア団体を支援する。



# 1 地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業

## ②介護予防情報共有システムの立ち上げ事業(拡充)

### 制度改正における課題

○次期介護保険制度改正においては、介護予防の枠組みが大幅に見直される。予防給付のうち、訪問介護及び通所介護は地域支援事業に移行し、従来の二次予防事業及び一次予防事業は一般介護予防事業に集約される。これらは「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として位置づけられ、全ての区市町村において、平成29年4月までの移行が必要。

○上記の制度改正の内容を踏まえると、各区市町村には、地域の実情に応じた多様な主体による効果的かつ効率的なサービス提供体制を構築するとともに、高齢者が主体となり、生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを実現していくことが求められている。

### 区市町村に求められること(一部抜粋)

区分	作業内容	次期
移行準備	現行の予防給付サービスと介護予防生活支援総合事業の比較・検討	5～6月
生活支援サービスの検討	地域資源の洗い出し確認作業 生活支援コーディネーターの配置の検討	5～6月 10月
サービス類型	サービス類型の設定と基準・単価の検討	3月
事業者・被保険者への周知	事業者への新事業サービス説明等 現行の予防給付対象者への制度改正通知	1月 1～3月
各種基準の設定	チェックリストの活用サービス利用ルールの確立	1～3月
	ケアプラン様式の決定	1～3月
	事業者の指定基準の決定	1～3月
	サービス提供基準の決定	1～3月
	サービス単価等の設定	1～3月
	利用者負担の設定	1～3月

区市町村・都相互で、情報共有・提供を行い、制度改正に向けた取組の進捗状況を随時管理していくことが求められる。

## 東京都介護予防情報共有システムの立ち上げ

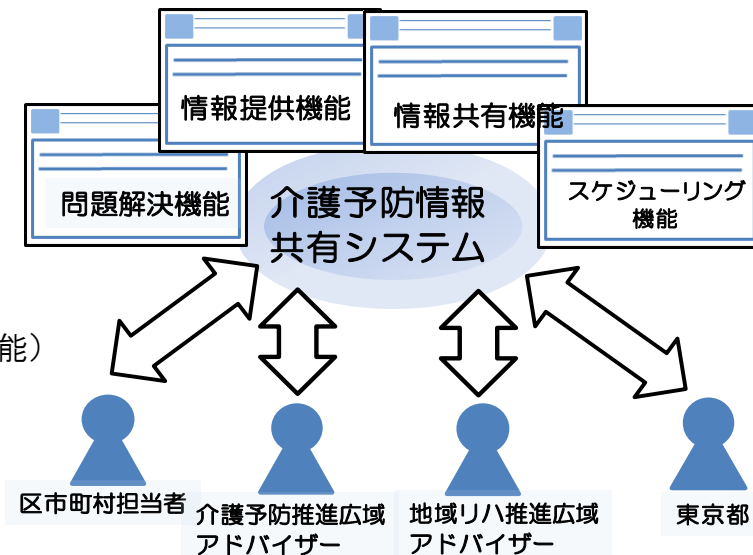
### 事業概要

#### 〔目的〕

介護予防に関する情報共有システム(東京都介護予防情報共有システム)を立ち上げ、区市町村からの相談に対する助言、好事例などの情報共有、担当者間の情報交換を行うことにより、平成27年度の介護保険制度改正に向けた効果的・効率的な介護予防の推進を支援する。

#### 〔事業内容〕

- 以下の内容について、情報共有システムの立ち上げを行う。(委託して実施)
- 介護予防に関する相談に対し、知見のある有識者(アドバイザー)が助言等行う。(問題解決機能)
  - 都や他区市町村からの先進的な事例の情報提供により、有効な施策に関する気づきを得る。(情報提供機能)
  - 他区市町村の担当者とのタイムリーな情報交換により、横のつながりをつくる。(情報交換機能)
  - 介護予防に関する会議・連絡会等の日程調整を行う。(スケジュールリング機能)



# 1 地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業

## ③介護予防推進広域アドバイザーの設置(拡充)

### 事業概要

#### 〔目的〕

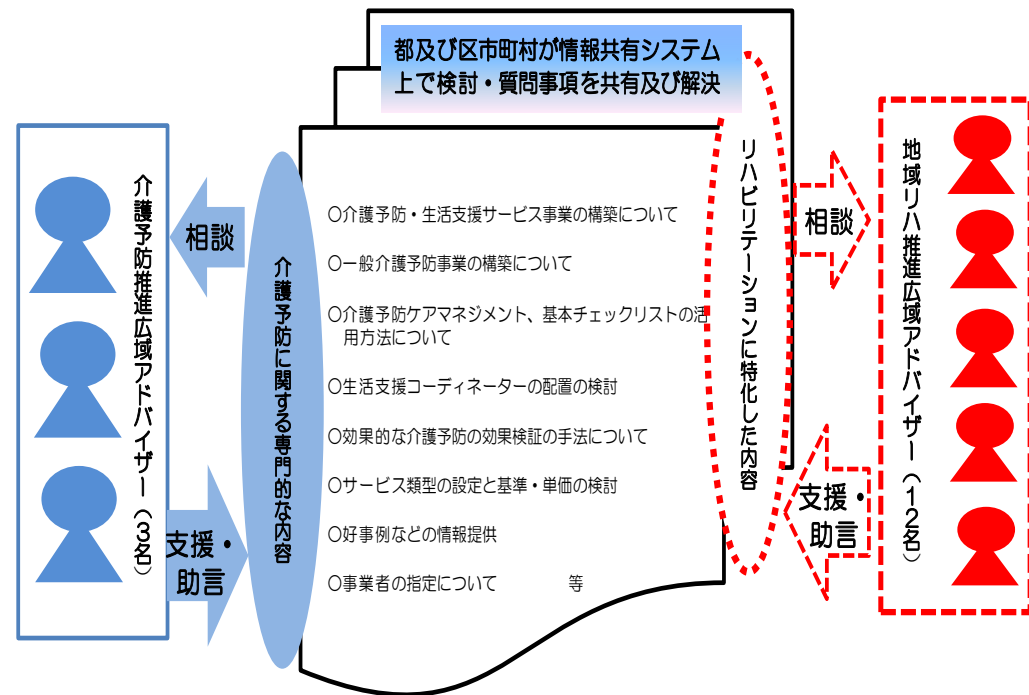
新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、新しい総合事業)においては、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重視される。そこで、介護予防に関する幅広い知識・技術を有する学識経験者及び専門家を「介護予防推進広域アドバイザー(仮称)」として配置し、介護予防情報共有システムなどを活用した、介護予防に関する技術的助言・支援を行うことにより、区市町村が円滑に新しい総合事業に移行できるよう支援する。

#### 〔事業内容〕

以下の業務を実施する「介護予防推進広域アドバイザー」を設置する。(学識経験者に委託して実施。)

(1) 介護予防情報共有システム等において、区市町村からの介護予防に関する以下のような相談に対し、支援・助言等を行う。

- ア 新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の構築について
  - イ 一般介護予防事業の構築について
  - ウ 介護予防ケアマネジメント、基本チェックリストの活用について
  - エ 効果的な介護予防の効果検証の手法について
  - オ サービスの種類の設定と基準・単価等について
- (2) その他介護予防に関する技術的助言及び支援



### 3 介護予防における地域リハビリテーション促進事業(新規)

#### これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 地域においてリハ職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域を実現
- 高齢者を生活支援サービスの担い手と捉え、支援を必要とする高齢者の生活支援サービスに応えると共に、結果として介護予防にもつながるといふ相乗効果をもたらす。
- 住民運営の通いの場を充実、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくり

リハ専門職を活用した新しい介護予防事業の促進、地域において高齢者の生活期リハビリテーションを提供できる専門人材の育成が必要

#### 総合事業 一般介護予防事業（区市町村実施）

##### 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、リハビリテーション専門職等が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の多様な通いの場の創出等の介護予防の取り組みに関与する。

#### 介護予防における地域リハビリテーション促進事業（都事業）

##### ①地域リハビリテーション推進広域派遣アドバイザー(仮称)の設置 (27見積額:13,093千円)

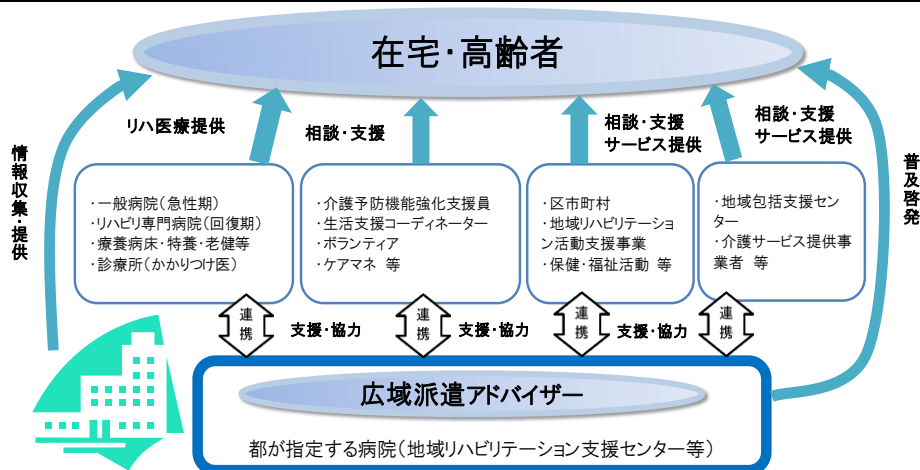
区市町村が地域ケア会議や要支援者等に対する介護予防事業を検討する際に、リハビリテーションの専門職の助言が得られるよう、医療機関、理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会などと連携して、広域派遣アドバイザーを派遣する。

都が指定する12医療圏12指定病院(地域リハビリテーション支援センターなどを想定)へアドバイザーを設置

※1病院あたり 3,246,800円 事業初年度のため4地区で実施

##### ②地域リハビリテーション専門人材育成研修 (27見積額:10,499千円)

地域のリハ専門職を幅広く対象にして、新しい介護予防事業の推進に必要な知識を習得するための研修を実施する。高齢者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態に応じた質の高いリハビリテーションが包括的に提供される、生活期のリハビリテーションを支える人材の養成



# 4 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業(高齢包括、継続)

## 新しい介護予防・日常生活支援総合事業における課題

○新しい介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護予防の考え方が大幅に見直され、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人も取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが必要となる。

○また、単身や夫婦のみ高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域で生活を継続するためには、多様な介護予防・生活支援サービスを地域で整備する必要がある。

## 各区市町村に求められること

○これらの現状を踏まえると、各区市町村には、高齢者の多様な社会参加を推進する取組や、高齢者自身を担い手とする配食、家事援助、買い物支援、定期的な訪問などの生活支援サービス等の提供体制の整備を推進していくこと求められる。



## 高齢者がサービスの担い手となることで、介護予防の推進と生活支援サービスの充実という相乗効果をもたらす仕組みづくりを行う 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業の活用

### 事業概要

#### 〔概要〕

団塊世代等の元気な高齢者が自宅に引きこもることなく、地域で生きがいを持って活動できる場を創出するとともに、地域における生活支援サービスの多様な担い手を育成するため、高齢者の多様な社会参加を推進する取組や、高齢者を担い手とする配食、家事援助、買い物支援、定期的な訪問などの生活支援サービス等の提供に取り組むNPO、ボランティア団体等を支援する。

#### 〔実施主体〕

区市町村とする。ただし、当該事業を適切に行える団体への委託を可能とする。

#### 〔事業内容〕

- (1) 団塊世代を対象とした人材育成プログラムづくり、運営に関する検討・試行や独自の取組
- (2) 団塊世代が運営の主体となるシニア支援センター（仮称）や地域ネットワークづくりに関する検討・試行や独自の取組
- (3) 企業で働いている団塊世代に対し、地域活動や社会貢献活動への関心を喚起し、また、退職後これらの活動への参加を促すため、企業やOB会と連携して実施（周知を含む。）する事業
- (4) 元気高齢者による高齢者の生活支援サービス等に取り組むNPO等、コミュニティビジネスの育成支援、検討・試行や独自の取組  
(1事業あたり10,000千円上限)

